

高齢者保健福祉・介護保険制度をとりまく最近の動向について

1 療養病床の再編成について

(1) 療養病床から転換した介護老人保健施設について

- 平成 20 年 2 月 20 日開催の第 48 回社会保障審議会介護給付費分科会において、療養病床から転換した介護老人保健施設の施設要件等が検討され、同施設の名称は「介護療養型老人保健施設」と決定された。
- 平成 20 年 3 月 3 日開催の第 49 回社会保障審議会介護給付費分科会において、介護療養型老人保健施設における介護報酬等の見直しについて諮問され、その内容として介護報酬、施設基準、基準緩和等が示された。**別紙 1**(P.3~10)

(2) 京都府地域ケア確保推進指針（最終案）について **別紙 2**(P.11~16)

- 平成 19 年 11 月 28 日に京都府地域ケアあり方検討会議において、平成 24 年度末の療養病床の目標値として「3,000 床台の中で確保を目指す」という京都府地域ケア確保推進指針の中間案が発表された。
- 平成 19 年 12 月から平成 20 年 1 月までのパブリックコメント及び療養病床を有する医療機関へのヒアリングの結果を踏まえ、京都府地域ケア確保推進指針の最終案が取りまとめられ、平成 20 年 3 月 6 日の京都府地域ケアあり方検討会議において発表された。

2 介護事業運営の適正化について

- 株式会社コムソンの不正事案を受けて、介護サービス事業者の不正事案の再発防止、介護事業運営の適正化を図るために必要な措置等を検討するため、「介護事業運営の適正化に関する有識者会議」が設置され、議論が重ねられた結果、平成 19 年 12 月に報告書が取りまとめられた。**別紙 3**(P.17~26)
- この報告書をもとに、社会保障審議会介護保険部会においても審議され、平成 20 年 2 月 6 日に介護事業運営の適正化に関する意見が取りまとめられ、今通常国会で介護保険の改正法案が提出されている。**別紙 4**(P.27~32)

3 福祉・介護人材の確保・定着の対策について

- 平成 19 年 8 月、福祉・介護ニーズに的確に対応できる人材を安定的に確保していくために、福祉人材確保指針が見直された。**別紙 5**(P.33~42)
- 事業所団体、労働者団体等からヒアリングを行い、介護サービス事業の経営の効率化と、将来を担う中核的な介護労働者の育成、定着率の向上を図るために必要な対応の検討の参考とすることを目的に、社会保障審議会介護給付費分科会にワーキングチームが設置された。
- 同ワーキングチームでヒアリングの結果が取りまとめられ、平成 19 年 12 月 10 日の社会保障審議会介護保険給付費分科会に報告された。**別紙 6**(P.43~48)
- 国は、人材確保指針の改正への対応として、平成 20 年度において、介護福祉士等現況調査事業（新規）をはじめ、福祉・介護サービス従事者の確保・要請の推進のための予算を計上している。**別紙 7**(P.49~50)

4 介護保険料の在り方等に関する検討会

介護保険の第1号被保険者の保険料の賦課方法等について検討するため、厚生労働省老健局長が有識者等からなる検討会を設置した。

第1回	19年3月19日	介護保険料の制度の概要等について
第2回	19年6月5日	関連制度（個人住民税、国民健康保険料、後期高齢者医療の保険料等）について
第3回	19年6月28日	現行の介護保険料制度について
第4回	19年11月1日	税制改正の影響を受けた者に対する介護保険料の激変緩和措置について
第5回	20年2月29日	今後の介護保険料制度について